

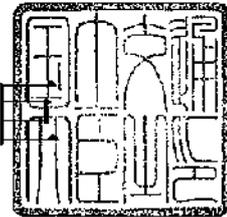
公共測量作業規程変更承認書

鹿児島県知事

平成20年7月16日付け技管第90号で変更申請のあった鹿児島県
公共測量作業規程は、測量法（昭和24年法律第188号）第33条
第1項の規定により承認する。

平成 20 年 8 月 1 日

国土交通大臣



鹿児島県公共測量作業規程

(平成20年8月1日承認)

鹿児島県公共測量作業規程は、作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号）を準用する。

この場合において、準則の第1条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「鹿児島県が行う」を加える。

第2条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第3条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第5条第3項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第7条中「準則」とあるのは「規程」と、第8条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、第17条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「平成20年4月1日」とあるのは「承認日」と、それぞれ読み替えるものとする。